

平成30年度9月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市立下味野児童館ほか11館の管理運営費	こども家庭課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
459,155	平成 31 年 ～ 35 年度					459,155

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市立児童館条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意・工夫を取り入れた運営により効率化と質的向上を図るものである。

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。
鳥取市立下味野児童館ほか11館の管理運営に関する業務

【これまでの関連する取組み】

平成18年度から平成30年度現在まで指定管理者に施設の維持管理、運営を委託している。平成28年度からは直接運営していた麻生、気高、下佐貫の児童館3館についても現指定管理者へ運営委託し、効率的な運営と連携の強化を図っている。

- ・現指定管理者 一般社団法人ともに（公募）
- ・前回債務負担額 平成28年度～30年度 270,792千円
- ・指定管理料 H28 90,264千円 H29 90,264千円 H30 90,363千円(予定)

【今後の取組み】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

1. 公募を実施。
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
5. 1～2月中に基本協定書の締結。
6. 4月1日より管理開始。